

(別紙4)

○農林水産省告示第六百四十九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三條第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林省告示第六十六号（薬事法第四十三條第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年四月二十二日

農林水産大臣 赤松 広隆

ただし書中(66)を(69)とし、(26)から(65)までを三ずつ繰り下げ、(25)の次に次のように加える。

(26) 犬パルボウイルス感染症生ワクチン（シード）

(27) ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症

混合生ワクチン（シード）

(28) ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症

・犬レプトスピラ病混合ワクチン（シード）